「三木町ふるさと思いやり寄附金」活用事業（令和７年度版）

三木町ふれあいふるさと基金の設置管理及び処分に関する条例に基づき、「三木町ふれあいふるさと基金」に積立てた寄附金（ ～令和８年３月）につきましては、寄附していただいた方の意向を踏まえ、以下の重点取組事業の財源として活用させていただきました。

充当総額：559,841千円

(1)自然環境及び地域景観の保全並びに活用に関する事業	5,517千円
(2)少子高齢化対策に関する事業	138,553千円
(3)教育環境整備及び青少年の健全育成に関する事業	36,914千円
(4)安心・安全で住みよいまちづくりに関する事業	19,786千円
(5)スポーツ、芸能及び文化の振興に関する事業	0千円
(6)観光資源の開発及び伝統行事の伝承に関する事業	28,200千円
(7)農山村振興対策に関する事業	10,918千円
(8)その他目的達成のために町長が必要と認める事業	206,813千円
＊ ふるさと思いやり寄附金事業(返礼品等に係る事務経費)	113,140千円

(1)自然環境及び地域景観の保全並びに活用に関する事業

①太陽光発電システム設置費補助金事業　　寄附金充当額　4,640千円

太陽光発電システムや蓄電池システムの設置に対する補助金に活用させていただきました。

②太古の森整備事業　　寄附金充当額　877千円

遊歩道等の整備工事費用に活用させていただきました。

(2)少子高齢化対策に関する事業

①保育所事業　　寄附金充当額　274千円

公立保育所（下高岡保育所・神山保育所）の老朽化した施設の修繕費用に活用させていただきました。

②子育て支援券交付事業　　寄附金充当額　4,561千円

本町独自の子育て支援策として、子どもの出生時に町内で使用できる支援券を支給する事業に活用させていただきました。

③子育て支援医療扶助事業　　寄附金充当額　72,191千円

子育て支援を目的とした、10歳～18歳までの子どもの医療費を助成する事業に活用させていただきました。町単独事業になります。

④子ども医療扶助事業　　寄附金充当額　38,209千円

子育て支援を目的とした、0歳～9歳までの子どもの医療費を助成する事業に活用させていただきました。1/2は県の補助金が充てられています。

⑤学校給食補助事業（小学校・中学校）　　寄附金充当額　23,318千円

第2子以降の児童・生徒の給食費を半額補助する事業に活用させていただきました。第3子以降の児童・生徒の給食費については、県の補助も活用し、全額補助することとしています。

(3)教育環境整備及び青少年の健全育成に関する事業

①大学等連携事業　　寄附金充当額　23,036千円

本町へのふるさと納税の返礼品に、希少糖を選んだ方の寄附金総額の1/4、及び返礼品無しの大学支援事業を選んだ方の寄附金総額の7/10を香川大学へ寄附し、教育研究等を連携して実施する費用に活用させていただきました。

②学校管理事業（小学校）　　寄附金充当額　8,430千円

小学校の施設の老朽化に伴う修繕及び学校運営に必要な備品購入費用に活用させていただきました。

③教育振興事業（小学校・中学校）　　寄附金充当額　1,506千円

小学校・中学校において、児童・生徒の学校生活に必要な備品購入費用に活用させていただきました。

④幼稚園事業　　寄附金充当額　1,636千円

公立幼稚園の施設の老朽化に伴う修繕及び園内に必要な備品購入費用に活用させていただきました。

⑤放課後児童健全育成事業　　寄附金充当額　456千円

放課後児童クラブ（氷上）の施設利用に必要な備品購入費用に活用させていただきました。

⑥学校施設整備事業（小学校）　　寄附金充当額　1,850千円

屋内運動場への空調設備導入調査の費用等に活用させていただきました。

(4)安心・安全で住みよいまちづくりに関する事業

①道路橋りょう新設改良事業　　寄附金充当額　11,163千円

町道利用者の利便性や安全性を確保するために町道の拡幅費用等に活用させていただきました。令和7年度は、町道池戸田中線、町道奈良谷線外2線の改良を実施しました。

②（公共）単独県費補助事業　　寄附金充当額　8,623千円

県の補助を受け、町道の改良を行う事業に活用させていただきました。令和7年度は、町道原北塚脇線の道路改築工事を実施しました。

(6)観光資源の開発及び伝統行事の伝承に関する事業

①にぎわいづくり事業　　寄附金充当額　28,200千円

令和7年10月25日に開催したお祭り「獅子たちの里 三木まんで願。」の開催費用に活用させていただきました。今回で14年目となりますが、多くの方にご来場いただき、大きなにぎわいとなりました。

(7)農山村振興対策に関する事業

①農道整備事業　　寄附金充当額　3,000千円

農道利用者の利便性や安全性の向上のために農道を補修する費用に活用させていただきました。

②農道維持管理事業　　寄附金充当額　7,918千円

農道藤池線舗装修繕工事費用等に活用させていただきました。

(8)その他目的達成のために町長が必要と認める事業

①財団法人運営委託事業　　寄附金充当額　193,142千円

三木町文化交流プラザ及びサンサン館みきの運営委託料に活用させていただきました。

②敬老記念品事業　　寄附金充当額　5,037千円

75歳以上の高齢者に対し、敬老の気持ちを表す記念品を贈る費用に活用させていただきました。令和7年度は「うどん」を贈りました。

③敬老祝事業　　寄附金充当額　3,634千円

敬老の意を表し、喜寿（満77歳）・米寿（満88歳）の方にはカタログギフト、100歳の方には祝金を贈る費用に活用させていただきました。

④町道舗装事業　　寄附金充当額　5,000千円

老朽化した町道の舗装修繕費用に活用させていただきました。令和7年度は、町道花丸寺ノ前線外2路線等の舗装修繕を実施しました。

＊ふるさと思いやり寄附金事業(返礼品等に係る事務経費)



寄附金充当額
113,140千円

ふるさと思いやり寄附金事業を行うための事務経費として、返礼品代、配送代、各種手数料及び管理費等に活用させていただきました。

参考

「三木町ふるさと思いやり寄附金」活用に係る
事業区分ごとの寄附金の積立額

寄附金については、寄附していただいた方の意向を踏まえ、重点取組事業の財源として活用させていただいております。今後、それぞれの事業区分ごとに活用できる額は次のとおりです。

令和8年3月31日現在

三木町ふるさと思いやり寄附条例（抄）
第1条　この条例は、三木町を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附を行う者(以下「寄附者」という。)を募り、その寄附金を財源として寄附者の意向を反映させた各種事業を行うことによって、個性豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。
第2条　前条に規定する寄附者の意向を反映させた各種事業を具体化するための事業区分は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1)　自然環境及び地域景観の保全並びに活用に関する事業
(2)　少子高齢化対策に関する事業
(3)　教育環境整備及び青少年の健全育成に関する事業
(4)　安心・安全で住みよいまちづくりに関する事業
(5)　スポーツ、芸術及び文化の振興に関する事業
(6)　観光資源の開発及び伝統行事の伝承に関する事業
(7)　農山村振興対策に関する事業
(8)　その他目的達成のために町長が必要と認める事業

(1)　自然環境及び地域景観の保全並びに活用に関する事業	243,172千円
(2)　少子高齢化対策に関する事業	386,939千円
(3)　教育環境整備及び青少年の健全育成に関する事業	33,093千円
(4)　安心・安全で住みよいまちづくりに関する事業	28,300千円
(5)　スポーツ、芸術及び文化の振興に関する事業	42,530千円
(6)　観光資源の開発及び伝統行事の伝承に関する事業	4,205千円
(7)　農山村振興対策に関する事業	53,411千円
(8)　その他目的達成のために町長が必要と認める事業	520,774千円
合　　計	**1,312,424千円**